

○岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付に関する要綱

制定 令和3年12月22日
改正 令和4年4月26日決裁
改正 令和6年3月27日決裁
改正 令和7年3月17日決裁

(目的)

第1条 この事業は、認可保育園等に申込みをしたが入園できず、認可外保育施設等を利用している3歳未満児のいる経済的に困窮する世帯の利用料の一部を支援することで、低所得世帯の経済的負担を軽減し、保護者の就労及び継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育園等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項に規定する保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等であって市が利用調整を行う施設に限る。
- (2) 特認登録保育施設等 岡山市認可外保育施設登録要綱（平成25年4月1日施行）に基づき登録される認可外保育施設であって保育従事者の2分の1以上に保育士等の有資格者を配置していることにより市が補助金を交付している施設として令和2年度以降に市ホームページに掲載された施設、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業を目的とする施設又は私立幼稚園（特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園に限る。）が実施する一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ・Ⅱ）又は預かり保育をいう。
- (3) 利用者負担額 岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年市条例第23号）別表（以下「条例別表」という。）中、保育標準時間欄及び備考5（ただし書を除く。）に規定する利用者負担額をいう。

(対象者)

第3条 給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。

- (1) 特認登録保育施設等を月単位で継続的に利用する満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであること
- (2) 認可保育園等の利用者負担額算定における市町村民税所得割合算額（条例別表備考2における所得割合算額のことをいい、以下「所得割合算額」という。）が57,700円未満である世帯（条例別表でいう利用者負担額C階層1から4までに限る。）、条例別表備考5各号に掲げる世帯であって所得割合算額が48,600円以上77,101円未満である世帯又は家計が急変し収入が条例別表でいう利用者負担額B階層からC階層4までの世帯基準まで減少したとして市長が認める世帯のいずれかの世帯であること
- (3) 認可保育園等の入所要件を満たし入園申込みをしたが未入園となった者で、特認登録保育施設等を利用する時点で、認可保育園等の入園申込みを継続していること（認可保

育園等の内定辞退者を除く。)

(4) 給付対象期間内において、現に、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであること

(対象となる費用)

第4条 給付の対象となる費用は、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の16で定める費用を除く。)の例によるものとする。

(給付の額)

第5条 給付の額は、月額21,000円を上限とし、前条に規定する特認登録保育施設等の費用(様式第2号及び第7号において「利用料」という。)から給付対象者が認可保育園等を利用した場合に適用される利用者負担額を差し引いた額(以下「利用者負担控除後額」という。)が上限を下回る場合は、利用者負担控除後額を上限として給付する。

(受給資格の認定申請)

第6条 第3条各号のいずれにも該当する子どもの保護者が、低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付費(以下「給付費」という。)を受給しようとするときは、市長が定める日までに、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定申請書(様式第1号)を市長へ提出し、認定を受けなければならない。

(受給資格の認定)

- 第7条 市長は、前条の認定の申請があったときは、申請書を審査し、当該申請のあった日から1箇月以内に当該申請に係る保護者へ認定又は却下の通知をしなければならない。
- 2 認定の開始日は、前条の認定の申請があった月の初日と、第3条第1号の特認登録保育施設等の利用開始日の属する月の初日と、同条第3号の認可保育園等の入園申込みにあたり最初に入園を希望した月の初日を比較し、いずれか遅い日とする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。
 - 3 第1項の通知は、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定通知書(様式第2号)又は岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。
 - 4 市長は、第1項の審査にあたって、当該保護者及び官公署に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができるものとする。
 - 5 市長は、第1項の審査にあたっては、市が保有する住民記録情報及び法第8条に規定する子どものための教育・保育給付の認定情報により確認するものとする。
 - 6 前項の場合において、当該認定に係る保護者の教育・保育給付認定事由が、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の5第6号、岡山市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年市規則第97号)第3条第2項第1号及び同条同項第2号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、認定の開始日から、起算して89日を経過する日が属する月の末日までの期間とする。

(認定の取消)

第8条 前条の認定を受けた保護者(以下「認定保護者」という。)が、第3条に掲げる要件

のいずれかを満たさなくなつたときは、市長は、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（認定の変更）

第9条 認定保護者は、第7条第3項に掲げる岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定通知書により認定を受けた事項に変更があるときは、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定変更届出書（様式第5号）を市長へ提出しなければならない。

ただし、認定保護者の教育・保育給付認定事由が第7条第6項に掲げるいずれかに該当するとき、又は市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の変更届出書の提出があつたときは、必要があると認める場合には、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定変更通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（職権による認定の変更）

第9条の2 第9条第1項後段の規定による職権による教育・保育給付認定の変更の認定の通知は、前条第2項に規定する様式により行うものとする。

（請求の手続き）

第10条 給付費の請求をしようとする認定保護者は、市長が定める期間内に、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付費請求書（様式第7号）に、当該認定保護者の子どもが利用する特認登録保育施設等が発行する岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付提供証明書兼利用料領収書（様式第8号）を添付して市長に請求しなければならない。

（給付費の決定）

第11条 市長は、前条の規定による請求があつたときは、その内容を審査のうえ給付費の支給又は不支給の決定を行い、当該請求を行った者（以下「請求者」という。）に対してその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をするため必要があると認められるときは、請求者及び特認登録保育施設等設置者に対して、文書の提出又は提示を求め、若しくは質問することができるものとする。

3 第1項の規定による支給又は不支給の決定は、原則として、四半期ごとに行うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

（支給の方法）

第12条 給付費の支給は償還払いとし、請求者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により、原則として、四半期ごとに行う。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行日）

この要綱は、決裁日から施行し、令和4年1月以後の月分の特認登録保育施設等の利用料から適用する。

附 則（令和4年4月26日決裁）

- 1 この要綱は、決裁日から施行する。
- 2 改正後の様式第1号、様式第5号、様式第7号及び様式第8号は、令和4年4月利用分以降の給付費の請求について適用し、令和4年3月利用分以前の給付費の請求については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月27日決裁）

- 1 この要綱は、決裁日から施行し、令和6年1月利用分以降の給付費の請求について適用する。
- 2 令和5年12月利用分以前の給付費の請求については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月17日決裁）

- 1 この要綱は、決裁日から施行し、令和7年4月利用分以降の給付費の請求について適用する。
- 2 令和7年3月利用分以前の給付費の請求については、なお従前の例による。



低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定用
こどもコード

岡山市長 様

岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定申請書

下部記載の事項に同意し、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定を希望するので、次のとおり申請します。

受付印		
	提出方法	窓・郵 受付者
	提出者	父・母・園・（ ）
	本人確認	免・マ・健・（ ）

申請日 令和 年 月 日

1. 申請者

フリガナ			現住所	〒 -	
申請者氏名 ※1	(児童との続柄)		転居先 (転居予定がある場合)	〒 - (転居予定日: 令和 年 月 日)	
日中の連絡先 ※2	① 父携帯・母携帯・自宅・その他() - -	② 父携帯・母携帯・自宅・その他() - -	認定希望日	令和 年 月 日	

※1 申請者が署名する場合は押印不要です。

※2 日中の連絡先（電話番号）は連絡がつく順に記入してください。

2. 保護者及び対象児童

	父	母	対象の子ども
フリガナ			(性別: 男・女)
氏名			
生年月日	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	令和 年 月 日
現住所 ※3	〒 - □申請者と同じ	〒 - □申請者と同じ	〒 - □申請者と同じ
転居先 (転居予定がある場合) ※4	〒 - □申請者と同じ (転居予定日: 令和 年 月 日)	〒 - □申請者と同じ (転居予定日: 令和 年 月 日)	〒 - □申請者と同じ (転居予定日: 令和 年 月 日)

※3 ※4 現住所及び転居先は、上記申請者と異なる場合のみ記入してください。

3. 利用予定施設

施設名称	施設所在地	利用開始(予定)日
フリガナ:	〒 - 電話 - -	令和 年 月 日

申請にあたって同意していただく事項

- 岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付に関する要綱第7条の規定に基づき、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定（以下「認定」といいます。）の審査にあたって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、認定や給付費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、認定を取り消すことがあります。

担当課処理欄	施設等利用給付認定	<input type="checkbox"/> 無, 1号 <input type="checkbox"/> 3号	教育・保育給付認定	<input type="checkbox"/> 有 ~ <input type="checkbox"/> 無	認可園申込み	<input type="checkbox"/> 有 ~ <input type="checkbox"/> 無	認可園利用(内定含)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	審査	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 却下	始 終	. . / . . 入力
--------	-----------	--	-----------	---	--------	---	------------	---	----	---	-----	--------------

岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定通知書

様

岡 山 市 長

申請のありました岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定について、次のとおり決定しましたので、通知します。

認 定 番 号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	
子 ども	氏 名	
	生 年 月 日	
利 用 予 定 施 設		
認 定 期 間		
利 用 者 負 担 額 <small>(認可保育施設入園時の保育料相当額)</small>		

認定内容についての説明

上記の利用者負担額は、認可保育施設に入園した場合に、所得の階層に応じ負担する保育料相当額（第1子が標準時間の保育を利用したモデル金額）です。岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付の給付額(月額)は、認可外保育施設等に支払った利用料からこの利用者負担額を引いた額と月額上限21,000円を比較し低い方の額となります。

岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定却下通知書

様

岡 山 市 長

申請のありました岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定について、
次のとおり却下しますので、通知します。

保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
却 下 の 理 由		

岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定取消通知書

様

岡 山 市 長

先に認定した岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定について、
次のとおり取り消しましたので、通知します。

認 定 番 号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	
子 ども	氏 名	
	生 年 月 日	
認 定 取 消 日		
取 消 理 由		



変更

岡山市長 様

岡山市低所得世帯向け
認可外保育施設利用料給付認定変更届出書

以下のとおり、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定に係る変更が生じたので届け出ます。
給付認定の変更にあたり、世帯員及び扶養義務者に関して、岡山市が住民基本台帳等必要な公簿の照会・調査等を行うこと、関係機関や他市区町村から資料を取得すること、並びに、求めに応じ資料を提供することについて同意します。

受付印	
提出方法	窓・郵 受付者
提出者	父・母・園・（ ）
本人確認	免・マ・健・（ ）

申請日	令和 年 月 日
-----	----------

1. 申請者

フリガナ		〒	-
申請者氏名	(児童との続柄)	現住所	
生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日	連絡先	- - 父携帯・母携帯・自宅・その他()

申請者が署名する場合は押印不要です。

2. 変更事項（変更する項目のみ記載してください）

<input type="checkbox"/> 世帯構成員の変更			
変更理由			
氏名			
生年月日	和暦 年 月 日	和暦 年 月 日	和暦 年 月 日
児童続柄			
変更種別	<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 氏変更 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 氏変更 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 氏変更 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> その他()
変更日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 住所の変更			変更年月日
変更後住所	〒 -		令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 電話番号の変更			
①	父携帯・母携帯・自宅 その他()	②	父携帯・母携帯・自宅 その他()
	- -		- -
		優先順位	①父携帯・母携帯・自宅・その他() ②父携帯・母携帯・自宅・その他() ③父携帯・母携帯・自宅・その他()
<input type="checkbox"/> 利用施設名称		施設所在地	
フリガナ:		〒 - 電話 - -	
		令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> その他			<担当課処理欄>
			入力

岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定変更通知書

様

岡 山 市 長

申請のありました岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定について、
次のとおり決定しましたので、通知します。

認 定 番 号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	
子 ども	氏 名	
	生 年 月 日	
利 用 予 定 施 設		
認 定 期 間		
利 用 者 負 担 額 <small>(認可保育施設入園時の保育料相当額)</small>		



岡山市長 様

岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付費請求書

※1 請求書は、請求対象期ごと、対象の子どもごとに作成してください。

<input type="checkbox"/> 第1四半期 令和 年 4月～6月分	<input type="checkbox"/> 第2四半期 令和 年 7月～9月分	<input type="checkbox"/> 第3四半期 令和 年 10月～12月分	<input type="checkbox"/> 第4四半期 令和 年 1月～3月分
--	--	--	--

受付印	
提出方法	窓・郵 受付者
提出者	父・母・園・（ ）
本人確認	免・マ・健・（ ）

私は、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付費に関する要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり給付費を請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、給付費の審査にあたり、裏面記載の事項に同意します。

請求日	令和 年 月 日
-----	----------

1. 請求者（認定保護者）及び償還払いの振込先

フリガナ		対象の子どもとの続柄	現住所	〒 - -	電話 - -
請求者氏名 ※2					
生年月日	昭和・平成 年 月 日				
償還払い振込先 ※3 ※4	<input type="checkbox"/> 新たに振込先を指定 <input type="checkbox"/> 前回と同じ振込先を指定		預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
	金融機関名 / 支店名		口座番号	<small><担当課処理欄></small> <input type="checkbox"/> 請求者名 <input type="checkbox"/> 口座入力 <input type="checkbox"/> 委任状	
	銀行・信用金庫	支店	口座名義 (カナ)		
	農協・信用組合	出張所			

※2 請求者氏名は、岡山市から、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付費認定を受けた保護者名を必ずご記入ください。
請求者が署名する場合は押印不要です。
※3 原則、請求者名義の口座です。請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、裏面の「委任状」を必ず作成してください。
※4 「前回と同じ振込先を指定」を選んだ場合は、金融機関名等の口座情報の記載を省略してもかまいません。

2. 対象の子ども

フリガナ		請求対象期間の住所	<input type="checkbox"/> 岡山市内	<small><担当課処理欄></small> <input type="checkbox"/> 認定○ <input type="checkbox"/> 認定×
子ども氏名			<input type="checkbox"/> 市外転入 R 年 月 日 転入	
生年月日	令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 市外転出 R 年 月 日 転出	

3. 利用した認可外保育施設

認可外保育施設	施設名称	施設所在地	
	①	フリガナ:	〒 - -
②	フリガナ:	〒 - -	電話 - -

処理結果	<input type="checkbox"/> 一致 <input type="checkbox"/> 不一致
------	--

4. 請求内容（内訳）

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)	請求者（認定保護者）の認定利用者負担額（月額）	利用者負担額を差し引いた金額	月額上限額	請求額
	(A) ※5 ※6	(B) ※7	(C) = (A) - (B)	(D) ※8	(C)と(D)の低い方
令和 年	月	円	円	円	円
	月	円	円	円	円
	月	円	円	円	円

※5
利用料の設定が月単位を超える（四半期など）ときは利用料をその期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。

※7
(B)欄の認定利用者負担額は岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付認定通知書の利用者負担額欄に記載された金額を記入してください。

※8
月額上限額(D)は21,000円です。

※6
上記の支払った額（A）について次の証明書類を添付してください。

A 岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付提供証明書兼利用料領収書

委任状

岡山市長 様 令和 年 月 日

私は、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付費の受領に関する権限を右記の代理人に委任します。

請求者本人（委任者）	代理人（振込先名義人）
請求者が署名する場合は押印不要です	
住所 _____	住所 _____
氏名 _____	氏名 _____
生年月日 昭和・平成 年 月 日	生年月日 昭和・平成 年 月 日

岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付費の審査に係る請求者同意事項

- (1) 請求者と対象の子どもが、岡山市内に居住していることを岡山市が住民基本台帳で確認すること
- (2) 実際に利用していることを岡山市が対象施設に確認すること
- (3) 利用料の支払い状況を岡山市が対象施設に確認すること



子どもコード

岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付 提供証明書兼利用料領収書

第1四半期
令和 年
4月～6月分

第2四半期
令和 年
7月～9月分

第3四半期
令和 年
10月～12月分

第4四半期
令和 年
1月～3月分



※1 証明書は、証明対象期ごと、対象の子どもごとに作成してください。

●認定保護者

フリガナ	<input type="text"/>
保護者氏名	<input type="text"/>
対象の子どもとの続柄	<input type="text"/>

●対象の子ども

フリガナ	<input type="text"/>
児童氏名	<input type="text"/>
生年月日	令和 年 月 日

※2 以下の記載は、「提供した日」「提供時間帯」「領収金額」がわかる書類を添付すれば省略できます。

<担当課処理欄>
 添付あり

●認可外保育施設の提供内容及び利用料等領収金額

提供年月 ※3	提供した日	提供時間帯 ※4	領収金額		合計
			認可外保育施設利用料 給付の対象費用 ※5	対象費用に含まれ ない費用 ※6	
令和 年	月 日 ~ 日	: ~	円	円	円
	月 日 ~ 日	: ~	円	円	円
	月 日 ~ 日	: ~	円	円	円
特記事項 ※7 ※8					

<担当課処理欄>
請求書
照合

- ※3 提供年月は、この証明書の証明対象期に該当する年月を記入してください。
- ※4 提供時間帯は、証明対象者の標準的な利用時間帯を記入してください。
- ※5 岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付の対象となる費用は、保育料・延長保育料等です。
- ※6 給食費・通園費・行事費・保護者会費・傷害保険料・その他実費（日用品・制服・絵本代等）等です。
- ※7 月中の入退園がある場合は、入退園年月日を特記事項欄に記入してください。
- ※8 各月の認可外保育施設利用料給付の対象費用の領収金額に複数の内容が含まれる場合は、内訳を特記事項欄に記入してください。

上記のとおり対象の子どもに対し、子ども・子育て支援を提供するとともに、認定保護者から利用料を領収したことを証明します。

令和 年 月 日 主たる事務所の所在地 _____

設置者名称 _____

施設・事業所の名称 _____

代表者職氏名 _____

作成担当者名【 _____ 】 押印省略の場合は担当者をご記入ください